

案

富士市立小中学校
適正規模・適正配置基本方針（改定版）
～義務教育における望ましい学習集団の在り方について～

令和 8 年 8 月

富士市教育委員会

〈目次〉

はじめに

- 1 小中学校の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
 - (1) 学校の規模と児童生徒数
 - (2) 学校の配置（略図）
- 2 児童生徒数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
 - (1) 全市的な傾向
 - (2) 中学校区ごとの傾向
- 3 国が考える望ましい学校規模と配置・・・・・・・・・・ P 6
 - (1) 学校規模について
 - (2) 学校配置について
- 4 本市における望ましい学校規模と配置条件について・・・・・・・・ P 8
 - (1) 方針
 - (2) 望ましい小学校の規模
 - (3) 望ましい中学校の規模
 - (4) 望ましい義務教育学校の規模
 - (5) 小中学校の配置条件
- 5 具体的な方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10
 - (1) 学校規模の適正化の検討が必要な中学校区について
 - (2) 将来的な適正化の在り方について
- 6 適正化の推進に当たって配慮すべき点等・・・・・・・・・・ P12
 - (1) 各種計画との整合
 - (2) 通学の安全確保と通学支援
 - (3) 施設の有効活用
 - (4) 地域防災機能への配慮
- 7 基本方針改定後のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・ P13

はじめに

本市では、今後の教育の方向性を明確に示し、教育施策を総合的に推進するため、指針となる教育振興基本計画を策定しています。この計画では、基本目標に「明日を拓く 輝く『ふじの人』づくり」を掲げるとともに、「一緒に学ぶ 一生学ぶ」を基本方針として、様々な施策を推進しています。

学校教育において、社会情勢の変化に対応し、柔軟かつ効果的な教育を実施していくためには、新たな教育システムの構築が必要であると考えています。

このため、本市では、令和6年度から全ての中学校区において、義務教育9年間の連続性・系統性を意識し、児童生徒の確かな「学び」と健やかな「育ち」を目指す小中一貫教育に取り組んでいます。併せて、コミュニティ・スクールを導入し、地域と学校が互いにパートナーとして連携・協働しながら、こどもたちの成長を支えています。

一方、全国的には少子化の影響により学校の小規模化が進んでおり、本市においても、児童生徒数の減少や学校規模のさらなる小規模化が進行しています。このような状況を踏まえ、本市では、小中一貫教育を推進するとともに、児童生徒にとってより良い教育環境を整備し、教育の質を高めていくことが急務となっています。

富士市教育委員会では、こどもたちの豊かな学びを維持・継続していくため、「富士市立小中学校適正規模等基本方針策定委員会」を設置し、本市の学校教育の在り方について協議を重ねてきました。その結果、令和2年6月に「富士市立小中学校適正規模・適正配置基本方針」を策定し、令和5年4月に大淵第二小学校を大淵第一小学校へ、令和6年4月に吉原東中学校を吉原第三中学校へ統合しました。

また、加速する少子化を見据え、令和7年度には「富士市立小中学校適正規模・適正配置基本方針」の改定及び「（仮称）富士市立小中学校再編計画」の策定を目的として、「富士市立小中学校再編計画等策定委員会」を設置しました。策定委員会では、学識経験者、地域、保護者、小中学校の代表者等から幅広く意見を聴取しながら、長期的な視点に立って協議を重ね、この度、基本方針を改定しました。

今後は、改定後の基本方針に基づき、学校規模及び学校配置の適正化に取り組み、児童生徒にとってより良い教育環境を整備するとともに、教育の質のさらなる充実を図り、「ふじの教育」の基本目標である「明日を拓く 輝く『ふじの人』づくり」の実現を目指します。

富士市教育委員会
教育長 太田 桂

1 小中学校の現状

(1) 学校の規模と児童生徒数

令和8年度の市内小学校には、11学級以下（特別支援学級を除く。）の学校が8校あり、全体の約30%を占めています。そのうち、6学級以下の小学校は2校で、この中には複式学級の対象校が1校含まれています。

一方、25学級以上の大規模校も2校あります。

小学校

NO.	学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小学校 計	学級数
1	東小学校	5	3	9	7	4	3	10 (1)	5 (1)	8 (1)	9 (1)	6 (1)	12 (1)	50 (6)	6以下
2	吉永第二小学校	4	8	6	7	7	11	13 (1)	10 (1)	9 (1)	12 (1)	9 (1)	13 (1)	66 (6)	
3	神戸小学校	23	22	28	38	30	31	27 (1)	32 (1)	23 (1)	35 (1)	36 (2)	23 (1)	176 (7)	7～11
4	富士見台小学校	16	16	26	27	30	34	26 (1)	30 (1)	33 (1)	40 (2)	43 (2)	41 (2)	213 (9)	
5	元吉原小学校	19	27	19	33	33	29	28 (1)	34 (1)	38 (1)	40 (2)	47 (2)	50 (2)	237 (9)	
6	富士川第二小学校	15	26	21	21	33	20	32 (1)	38 (2)	33 (1)	40 (2)	44 (2)	58 (2)	245 (10)	
7	天間小学校	34	27	34	34	26	54	34 (1)	48 (2)	52 (2)	41 (2)	46 (2)	50 (2)	271 (11)	
8	富士川第一小学校	18	27	29	24	45	42	36 (1)	41 (2)	50 (2)	57 (2)	56 (2)	60 (2)	300 (11)	12～18
9	吉永第一小学校	28	34	27	39	30	42	41 (2)	45 (2)	49 (2)	50 (2)	41 (2)	47 (2)	273 (12)	
10	原田小学校	24	28	37	36	31	43	38 (2)	50 (2)	53 (2)	53 (2)	55 (2)	69 (2)	318 (12)	
11	吉原小学校	40	55	45	52	74	58	73 (2)	76 (3)	66 (2)	62 (2)	87 (3)	72 (2)	436 (14)	
12	大淵第一小学校	23	28	30	39	36	57	58 (2)	60 (2)	67 (2)	94 (3)	88 (3)	90 (3)	457 (15)	
13	岩松小学校	57	55	63	78	67	91	52 (2)	55 (2)	72 (3)	73 (3)	76 (3)	88 (3)	416 (16)	
14	須津小学校	43	41	58	42	57	59	70 (2)	79 (3)	88 (3)	77 (3)	94 (3)	84 (3)	492 (17)	
15	今泉小学校	36	58	55	54	60	76	64 (2)	85 (3)	87 (3)	87 (3)	83 (3)	97 (3)	503 (17)	
16	富士第二小学校	87	69	83	77	70	77	84 (3)	61 (2)	83 (3)	85 (3)	91 (3)	100 (3)	504 (17)	
17	富士中央小学校	48	51	64	54	109	60	77 (3)	82 (3)	98 (3)	87 (3)	101 (3)	77 (3)	522 (18)	
18	青葉台小学校	60	69	82	99	92	105	82 (3)	101 (3)	89 (3)	75 (3)	95 (3)	83 (3)	525 (18)	
19	広見小学校	50	61	65	61	61	75	90 (3)	79 (3)	93 (3)	89 (3)	96 (3)	92 (3)	539 (18)	19～24
20	岩松北小学校	71	60	88	75	95	76	85 (3)	98 (3)	95 (3)	93 (3)	104 (3)	95 (3)	570 (18)	
21	伝法小学校	59	57	65	60	66	71	74 (3)	81 (3)	90 (3)	85 (3)	115 (4)	98 (3)	543 (19)	
22	鷹岡小学校	79	67	72	82	82	99	78 (3)	78 (3)	97 (4)	87 (3)	109 (4)	89 (3)	538 (20)	
23	富士第一小学校	66	87	69	75	81	94	102 (3)	98 (3)	92 (3)	108 (4)	103 (3)	110 (4)	613 (20)	
24	田子浦小学校	82	77	94	107	109	95	122 (4)	107 (4)	115 (4)	114 (4)	107 (3)	91 (3)	656 (22)	25以上
25	丘小学校	89	105	106	111	115	122	116 (4)	114 (4)	137 (4)	159 (5)	140 (4)	138 (4)	804 (25)	
26	富士南小学校	136	126	141	126	154	128	150 (5)	141 (4)	176 (5)	134 (4)	148 (5)	166 (5)	915 (28)	
合計		1,212	1,284	1,416	1,458	1,597	1,652	1,662 (59)	1,728 (63)	1,893 (65)	1,886 (69)	2,020 (71)	1,993 (68)	11,182 (395)	

※0～5歳は富士市人口統計（令和8年4月1日時点）、小1～小6は学級編制表（令和8年5月1日時点）より

※小1～小6までの全児童数、（ ）内は通常学級数

※東小の2・3年は市単で複式解消、4・5年は県加配で複式解消。

市内の中学校には、6学級以下の学校が3校あり、全体の20%を占めています。
一方、19学級以上の大規模校も3校あります。

中学校

NO.	学校名	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	中学校 計	学級数
1	元吉原中学校	28	34	38	40	47	50	37 (2)	48 (2)	55 (2)	140 (6)	4～6
2	富士川第一中学校	36	41	50	57	56	60	45 (2)	48 (2)	60 (2)	153 (6)	
3	富士川第二中学校	32	38	33	40	44	58	49 (2)	57 (2)	48 (2)	154 (6)	
4	田子浦中学校	122	107	115	114	107	91	90 (3)	94 (3)	82 (3)	266 (9)	7～11
5	須津中学校	80	84	96	86	100	96	98 (3)	96 (3)	101 (3)	295 (9)	
6	大淵中学校	58	60	67	94	88	90	102 (3)	103 (3)	108 (3)	313 (9)	
7	吉原北中学校	66	72	65	87	88	77	99 (3)	88 (3)	113 (4)	300 (10)	
8	吉原第三中学校	79	95	102	103	96	116	127 (4)	108 (4)	113 (3)	348 (11)	12～18
9	鷹岡中学校	112	126	149	128	155	139	144 (5)	143 (4)	157 (5)	444 (14)	
10	吉原第二中学校	146	186	176	162	178	180	175 (5)	174 (5)	143 (4)	492 (14)	
11	岩松中学校	137	153	167	166	180	183	164 (5)	189 (6)	181 (6)	534 (17)	
12	吉原第一中学校	147	157	156	147	202	170	200 (6)	194 (6)	180 (5)	574 (17)	19以上
13	富士中学校	179	180	190	195	204	187	208 (6)	190 (6)	235 (7)	633 (19)	
14	富士南中学校	234	202	259	219	239	266	236 (7)	245 (7)	239 (7)	720 (21)	
15	岳陽中学校	206	193	230	248	236	230	227 (7)	221 (7)	254 (8)	702 (22)	
合計		1,662	1,728	1,893	1,886	2,020	1,993	2,001 (63)	1,998 (63)	2,069 (64)	6,068 (190)	

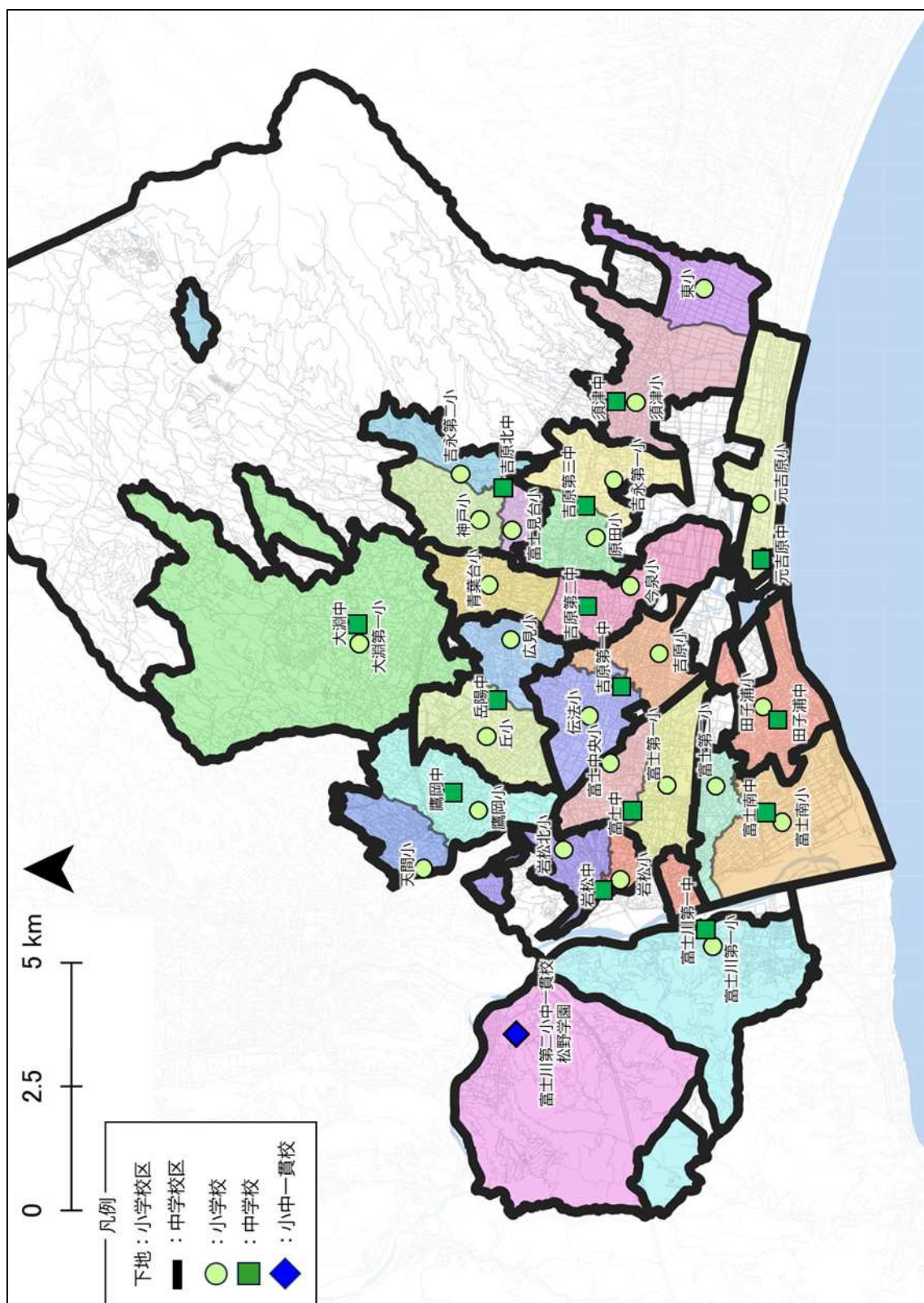
※学級編制表（令和8年5月1日時点）より

※小1～中3までの全児童生徒数、（ ）内は通常学級数

【35人学級編制】

- ・国では、令和8年度、小学1年生から中学1年生まで35人学級を実施しており、中学校については、令和10年度までに学級編制基準を順次引き下げ、35人学級とすることを目指しています。
- ・静岡県では、「静岡式35人学級編制」により、中学2年生と中学3年生においても、35人学級を実施しています。

(2) 学校の配置(略図)



2 児童生徒数の推移

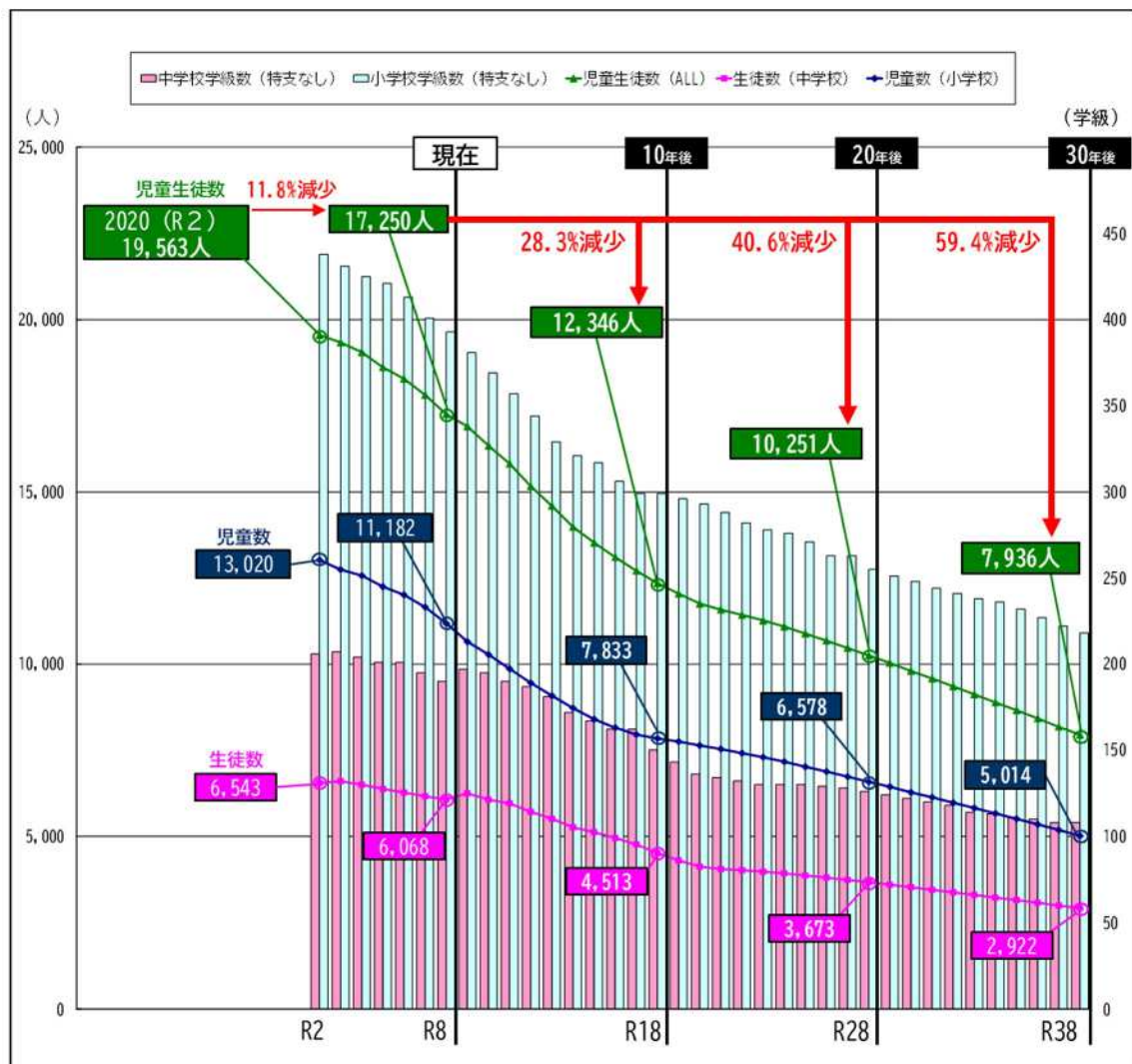
(1) 全市的な傾向

市内全体の傾向として、児童生徒数は今後、年度ごとに減少していくことが見込まれています。

令和2年度時点の富士市立小中学校の児童生徒数は、19,563人でしたが、令和8年度には17,250人となっており、30年後の令和38年度には7,936人まで減少すると推計されています。

また、地域によっては、児童生徒数の減少が特に著しい校区も見られます。

小中学校児童生徒数推移



※令和8年以降は推計 [令和8年3月 第六次富士市総合計画 後期基本計画の中位推計より]

(2) 中学校区ごとの傾向

令和8年から令和13年までの6年間で、7つの中学校区において、児童生徒数が20%以上減少すると見込まれます。

特に、大淵中学校区及び富士川第二中学校区では、30%以上の減少が見込まれます。

(単位：人)

中学校区	学校	R8	R9	R10	R11	R12	R13	比較 (R13-R8)	比率 (%)
1 大淵中	大淵中学校	770	719	652	589	529	469	△ 301	△39.1
	大淵第一小学校								
2 富士川第二中	富士川第二中学校	399	371	347	319	282	264	△ 135	△33.8
	富士川第二小学校								
3 元吉原中	元吉原中学校	377	351	336	332	301	281	△ 96	△25.5
	元吉原小学校								
4 須津中	須津中学校	837	798	763	714	685	629	△ 208	△24.9
	東小学校								
	須津小学校								
5 吉原第三中	吉原第三中学校	939	911	864	812	760	726	△ 213	△22.7
	吉永第一小学校								
	原田小学校								
6 富士川第一中	富士川第一中学校	453	435	432	411	380	351	△ 102	△22.5
	富士川第一小学校								
7 吉原第一中	吉原第一中学校	1,553	1,502	1,448	1,360	1,300	1,210	△ 343	△22.1
	吉原小学校								
	伝法小学校								
8 吉原北中	吉原北中学校	755	718	697	670	653	611	△ 144	△19.1
	神戸小学校								
	吉永第二小学校								
	富士見台小学校								
9 富士中	富士中学校	1,768	1,687	1,687	1,608	1,554	1,488	△ 280	△15.8
	富士第一小学校								
	富士中央小学校								
10 岳陽中	岳陽中学校	2,045	1,988	1,943	1,888	1,829	1,759	△ 286	△14.0
	広見小学校								
	丘小学校								
11 鷹岡中	鷹岡中学校	1,253	1,249	1,214	1,186	1,153	1,092	△ 161	△12.8
	鷹岡小学校								
	天間小学校								
12 岩松中	岩松中学校	1,520	1,506	1,479	1,468	1,436	1,371	△ 149	△9.8
	岩松小学校								
	岩松北小学校								
13 富士南中	富士南中学校	2,139	2,105	2,084	2,051	2,009	1,965	△ 174	△8.1
	富士第二小学校								
	富士南小学校								
14 吉原第二中	吉原第二中学校	1,520	1,558	1,536	1,514	1,471	1,420	△ 100	△6.6
	今泉小学校								
	青葉台小学校								
15 田子浦中	田子浦中学校	922	935	950	967	970	940	18	2.0
	田子浦小学校								
合計		17,250	16,833	16,432	15,889	15,312	14,576	△ 2,674	△ 14.2

※令和8年の数値は令和8年5月1日時点の各中学校区の児童生徒数の合計

※令和9年から令和13年までの数値は、令和8年5月1日現在の児童生徒数による推計

3 国が考える望ましい学校規模と配置

(1) 学校規模について

国が定める学校の適正規模^{※1}については、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」とされており、この規定は中学校にも準用するとされています。

また、5学級以下の学校と12学級から18学級までの学校を統合する場合には、24学級までを適正な学校規模としています。^{※2}

なお、学校の小規模化・大規模化に伴うメリット及びデメリットとしては、次のようなものが挙げられます。

※1 学校教育法施行規則第41条、同規則第79条

※2 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担金等に関する法律施行令第4条

【小規模校】

メリット	デメリット
・意見や感想を発表できる機会が多い ・一人ひとりがリーダーを務める機会が多い ・運動場、体育館、特別教室等の施設・設備を、余裕をもって利用することができる ・教員が一人ひとりの学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、きめ細かな指導を行いやすい ・教材・教具などを、比較的少ない支出で全員分整備することができる	・児童生徒の人間関係が固定化しやすい ・単学級であることが多いため、クラス替えが全て又は一部の学年でできない ・クラス同士が切磋琢磨し、高め合うような教育活動が行いにくい ・多様なものの見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい ・社会性を涵養する機会が乏しい ・クラブ活動や部活動の種類が限定される

【大規模校】

メリット	デメリット
・クラス替えを多様に行うことができ、児童生徒の人間関係が広がる ・児童生徒がお互いに切磋琢磨し合う機会が増える ・多様なものの見方や考え方、表現の仕方に触れる機会が増える ・運動会やクラス対抗競技などに大人数で臨むことで教育活動に活気が出る ・クラブ活動等の選択の幅が広がる	・一人ひとりが活躍する場や機会が少なくなる ・特別教室や体育館、プール等の利用に当たって制約が生じる ・教員が一人ひとりの個性や行動を把握することに、やや時間がかかる ・緊急時の一斉行動に時間を要したり、安全面で課題が生じたりする

参考：「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（文部科学省）

以上のように、小規模校と大規模校には、それぞれメリット及びデメリットがあります。

また、小規模校においては、教員一人当たりの担当校務及び出張の増加、それに伴う時間割の変更や自習時間の増加、中学校の小規模校においては、免許外指導等が発生するなど、学校運営上の課題も生じています。

(2) 学校配置について

国が定める学校の適正配置は、公立の小学校及び中学校を適正な規模に統合する場合の条件として、「通学距離が小学校にあってはおおむね 4 km 以内、中学校にあってはおおむね 6 km 以内であること。」とされています。^{※3}

また、文部科学省が作成した手引き^{※4}では、通学時間について、「おおむね 1 時間以内を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて 1 時間以上や 1 時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当である。」とされています。

※3 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担金等に関する法律施行令第 4 条

※4 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

国の示す小中学校の適正規模・適正配置

(1) 小学校の適正規模

12 学級以上で 18 学級を超えない範囲（特別支援学級を除き各学年 2 ～ 3 学級）

(2) 中学校の適正規模

12 学級以上で 18 学級を超えない範囲（特別支援学級を除き各学年 4 ～ 6 学級）

(3) 義務教育学校^{※5}の適正規模

18 学級以上で 27 学級を超えない範囲（特別支援学級を除き各学年 2 ～ 3 学級）

(4) 小中学校の適正配置

通学距離…小学校はおおむね 4 km 以内、中学校はおおむね 6 km 以内

通学時間…小中学校ともに、おおむね 1 時間以内

※5 義務教育学校とは、小学校（前期課程 6 年）と中学校（後期課程 3 年）の計 9 年間の義務教育を一貫して行う、2016 年に新設された学校制度。1 つの学校として、9 年間の系統的なカリキュラム、小中連携した指導、異学年交流などを通じ、学力向上と中 1 ギャップの解消を目指す。

4 本市における望ましい学校規模と配置条件について

近年、こどもたちを取り巻く環境は、急速な情報化やA I 技術の進展、グローバル化などにより大きく変化しており、解決すべき社会的課題も複雑化しています。こうした時代を生きる児童生徒には、自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら、新たな価値や技術を創造する力を育むことが求められています。

また、国は、少子化、都市化、情報化等の社会の変化により、自然体験、社会体験、生活体験など、こどもたちの学びを支える様々な体験活動が不足していることから、人や物と関わる力の低下や、社会性・協調性の育成に関する課題を指摘しています。

このような中、学校教育には、児童生徒が教科等の知識・技能を習得するだけでなく、同年代の集団の中で多様な考えに触れ、互いに認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通して、思考力、判断力、表現力、問題解決能力等を育むとともに、社会性や規範意識を身に付けることが期待されています。

さらに、本市においては、教育振興基本計画に掲げる考え方を踏まえ、多様な年代との交流や地域社会との関わりを通して、人間関係の広がりを重視した教育活動を実践していくことも重要であると考えています。

こうした教育を推進するためには、一定規模の児童生徒集団を確保し、同世代の他者と学び合う機会を提供するとともに、経験年数や専門性等のバランスが取れた教職員集団を配置できる学校規模を維持することが重要です。これは、児童生徒にとってより良い教育環境の整備につながり、教育の質のさらなる充実に資するものと考えます。

(1) 方針

多様なものの見方や考え方に触れる機会や、人間関係の広がり等を重視した教育を推進するためには、適正な学校規模を確保し、こども同士が学び合い、切磋琢磨することのできる場を適切に提供することが必要であり、そのことが豊かな学びの維持及び継続につながるものと考えます。

小学校においては、まず複式学級を解消する観点から、少なくとも1学年1学級以上、すなわち6学級以上を確保することが必要です。また、全学年でクラス替えを可能とし、学習活動の特質に応じて学級の枠を超えた集団を編制するため、1学年2学級以上、すなわち12学級以上であることが望ましいと考えます。

中学校においては、全学年でクラス替えを可能とし、学級の枠を超えた集団編制を可能にするため、少なくとも1学年2学級以上、すなわち6学級以上を確保することが必要です。また、各教科の教員をバランスよく配置し、学習指導の充実を図る観点から、9学級以上を確保することが望ましいと考えます。

義務教育学校においては、集団教育による社会性の育成、多様な友人関係の構築及

び教職員配置の安定化による教育の質の確保を図ることが重要であることから、小学校と同様に、1 学年 2 学級以上、すなわち 18 学級以上であることが望ましいと考えます。

以上のことから、適正な学校規模を確保するため、児童生徒数の著しい減少等により早急な教育環境の改善が必要な地域については、教育の質のさらなる充実を目的として、地域の実情に応じた学校規模及び学校配置の適正化に関する検討を進め、より良い教育環境の整備を段階的に図ります。

その際には、9 年間の系統的な教育課程を編成・実施する小中一貫教育のさらなる充実を図るため、校舎の改修や改築を伴う施設一体型による義務教育学校化等の検討を進めます。

(2) 望ましい小学校の規模

12 学級以上で 24 学級を超えない範囲（特別支援学級を除き各学年 2 ～ 4 学級）
--

前述したとおり、全学年でクラス替えを可能とし、学習活動の特質に応じて学級の枠を超えた集団を編制するため、1 学年当たり 2 学級以上（12 学級以上）あることが望ましいと考えます。

また、国は、12 学級以上 18 学級以下（各学年 2 ～ 3 学級）を標準としていますが、本市では、現在及び将来的に 19 学級以上 24 学級以下となる学校が一定数あります。

しかしながら、一人当たりの校舎面積や運動場面積等が十分に確保されていることを踏まえると、12 学級以上 24 学級以下の範囲が望ましい学校規模であると考えます。

なお、「一人ひとりの活躍の場や機会の減少」等の大規模校における課題についても、現状の教育活動を見直す中で改善が可能であると考えます。

(3) 望ましい中学校の規模

9 学級以上で 18 学級を超えない範囲（特別支援学級を除き各学年 3 ～ 6 学級）

国は、12 学級以上 18 学級以下（各学年 4 ～ 6 学級）を標準としています。しかし、本市においては、現在、9 学級以上 12 学級以下となる学校が一定数ありますが、全学年でクラス替えが可能であるため、望ましい教育環境が維持されていると考えられます。

以上のことから、各教科の教員をバランスよく配置し、学習指導の充実を図る観点から、9 学級以上 18 学級以下の範囲が望ましい学校規模であると考えます。

(4) 望ましい義務教育学校の規模

18 学級以上で 36 学級を超えない範囲（特別支援学級を除き各学年 2 ～ 4 学級）

全学年でクラス替えを可能とし、学習活動の特質に応じて学級の枠を超えた集団を編制するためには、1 学年当たり 2 学級以上、すなわち 18 学級以上であることが望ましいと考えます。

また、国は、18 学級以上 27 学級以下（各学年 2 ～ 3 学級）を標準としていますが、本市においては、小学校の考え方に合わせ、18 学級以上 36 学級以下（各学年 2 ～ 4 学級）の範囲が望ましい学校規模であると考えます。

(5) 小中学校の配置条件

通学距離…小学校はおおむね 4 km 以内、中学校はおおむね 6 km 以内、義務教育学校はおおむね 6 km 以内

又は

通学時間…小中学校、義務教育学校いずれも（徒歩、自転車、交通機関等を利用した場合を含めて）おおむね 1 時間以内

「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第 4 条」及び「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に定める通学距離及び通学時間については、本市においても適当であると考えます。

ただし、通学時間については、おおむね 1 時間以内を目安とするものの、学校ごとに通学環境が異なることから、児童生徒の年齢差や通学路の状況、通学方法等を多角的に検証し、各学校における安全・安心な通学時間について検討する必要があります。

5 具体的な方向性

- ・ 検討単位を中学校区単位とする。
- ・ 1 学級当たりの最少人数基準は 18 人とする。
- ・ コミュニティ・スクールを踏まえた地域とともにある学校づくりの視点で検討する。

本市の小中連携・一貫教育は、令和 6 年度から市内全ての中学校区において開始しており、義務教育 9 年間の連続性と系統性を重視した教育活動を通じて、児童生徒の確かな学びと健やかな育ちの実現を目指しています。

各中学校区では、連携推進組織の設置や「小中一貫教育ビジョン」の作成、小中一貫教育の教育課程の編成が進められており、地域や児童生徒の実情に応じた取組が着実に実施されています。

こうした状況を踏まえ、本市においては、当面の間、現行の中学校区を維持し、現在の小・中学校の組み合わせを基本とした小中連携・一貫教育を推進します。

その上で、各中学校区における9年間を見通した教育課程の充実、教職員の連携強化、児童生徒理解に関する情報共有、学習指導及び生徒指導の系統的な取組を一層進めます。

さらに、令和6年度から全ての小中学校に導入されたコミュニティ・スクールの仕組みを生かし、「学校縁」を合言葉に、こども・家庭・学校・地域が連携・協働する「地域とともにある学校づくり」を推進します。

これにより、児童生徒のより良い育ちを支えるとともに、地域の教育力の向上を図ります。

加えて、今後の学校施設の状況、児童生徒数の推移、地域の実情等を踏まえながら、施設一体型の小中一貫校及び義務教育学校の設置を基本とし、より良い教育環境の整備を目指した再編計画の検討を進めます。

その際には、現行の中学校区を維持しながら、小中連携・一貫教育の成果と課題を丁寧に検証していきます。

学級規模については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に定める学級編制の標準を踏まえるとともに、児童生徒が他者と円滑なコミュニケーションを図り、多様な価値観や性格を持つ同年代の仲間と触れ合う機会を確保する観点から、本市における1学級当たりの最少人数の基準は18人とします。

(1) 学校規模の適正化の検討が必要な中学校区について

ア 現在、複式学級の対象となっている学校又は18人未満の単学級のある学校を含む中学校区については、保護者や地域住民の意見を聴く機会を設けるとともに、早急に話合いの場を設定し、学校、保護者及び地域住民と十分な協議を行いながら、適正化に向けた検討を進めます。

イ 現在、単学級が存在する学校を含む中学校区については、保護者や地域住民の意見を聴く機会を設けるとともに、できるだけ早い時期に話合いの場を設定し、学校、保護者及び地域住民との十分な協議を行いながら、適正化に向けた検討を進めます。

ウ 児童生徒数が減少し、数年後に単学級が発生することが見込まれる学校については、学校、保護者及び地域住民の意見を聴く機会を設けるとともに、中学校区内における適正化に向けた検討を順次進めます。

(2) 将来的な適正化の在り方について

ア 現時点で適正規模の上限を超えている小中学校及び児童生徒数の急激な増加により既存の学校施設が不足することが見込まれる小中学校については、今後の児童生徒数の推移を注視しつつ、学校施設の増改築をはじめ、学区の再編など、様々な観

点から検証・検討を行い、より良い教育環境の整備に努めます。

イ 児童生徒数の減少や施設の老朽化の状況等を踏まえ、施設一体型小中一貫校又は義務教育学校において、18人未満の単学級が発生した場合や、改築の時期を迎える場合には、中学校区の再編も視野に入れて検討を進めます。

6 適正化の推進に当たって配慮すべき点等

適正化を推進するに当たっては、児童生徒の最善の利益を第一に考えるとともに、地域コミュニティの拠点としての学校の役割にも十分配慮した上で、以下の点に留意します。

(1) 各種計画との整合

学校配置の適正化に当たっては、今後の教育環境の変化を見極めつつ、「第六次富士市総合計画」や「富士市教育振興基本計画」等の本市の各種政策に関する方針及び計画との整合を図るとともに、相互に連携しながら、その理念に沿って進めます。

(2) 通学の安全確保と通学支援

適正化後の児童生徒の通学については、通学路の変更に伴う道路事情その他の安全性に十分配慮するとともに、安全性を高めるために必要な対策について、学校をはじめ、保護者、地域住民及び関係機関との調整を図ります。また、安全な通学方法の確保についても検討を進めます。

なお、適正化により、児童生徒の通学距離又は通学時間が一定の条件を超える場合は、「富士市遠距離通学児童生徒通学費補助事業」に基づく通学費の援助や徒歩以外の交通手段等の支援を検討します。

(3) 施設の有効活用

適正化後に活用する施設については、効率的な施設運営等の様々な観点から検討し、施設の長寿命化や、校舎の改修や改築を伴う施設一体型の小中一貫校等の整備を通じて、教育環境の充実に努めます。

また、未活用施設については、教育施設以外の用途も視野に入れ、様々な観点から再利用の可能性を検討します。

(4) 地域防災機能への配慮

学校配置の適正化に伴い、地域によっては避難所等の機能の一部又は全部に変更が生じる可能性があることから、その代替機能も含め、地域防災力の維持に配慮し、地域住民と十分に協議を行いながら検討を進めます。

7 基本方針改定後のスケジュール

